

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

(株) 福地組・(有) 前川工業特定建設工事共同企業体

- (1) 代表構成員 株式会社福地組 嘉手納町字水釜112
47-001116 代表者 福地 一仁

(土木特A、建築特A、鋼構造物工事、塗装工事、造園工事、解体工事)

- (2) 構成員 有限会社前川工業 嘉手納町字水釜190
47-006653 代表者 前川 一

(土木B、建築C、管工事B、水道施設工事、解体工事)

2 指名停止期間

令和7年8月20日 ～ 令和7年10月19日 (2か月)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)

4 事実概要

(株) 福地組・(有) 前川工業特定建設工事共同企業体が受注した下水道事務所発注の「宜野湾浄化センター最初沈殿池築造工事(R5)」において、正当な理由がなく、工期内に工事を完了することができず、78日間の遅延が生じた。

5 指名停止措置理由

本件については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第4号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内